いばらきイルミフェスタ・イルミネーション設置業務委託仕様書

いばらきイルミフェスタ・イルミネーション設置業務は、次の仕様により行うものとする。

１　業務の名称

いばらきイルミフェスタ・イルミネーション設置業務

２　業務の内容

(1) イルミネーションデザイン及び調整

①JR 茨木駅前、阪急茨木市駅前及び元茨木川緑地（高橋周辺）のイルミネーションのデザイン・設置を行う。いばらきイルミフェスタ実行委員会（以下、実行委員会）と調整のうえ、適宜デザインの変更・調整を行う。

◆デザインのテーマ　自由とする。但し、「まち・ひと・灯」を意識したテーマ設定をすること。※（提出資料にテーマを記入すること。）

◆デザインの条件

記念撮影用のオブジェを設置するなど、来場者が参加できる演出を施工に組み込み、ＳＮＳ等による拡散につながるデザインとすること。（歩行者や自転車の通行の支障とならないようにすること。）

また多くの来場者にイルミネーションを楽しんでもらうため、音や光の動きを連動させたイルミネーションをデザインすること。(周辺住民の迷惑とならないよう、音を発生させる場合は、音量や時間について十分に配慮すること。)

※建築基準法をはじめとする関係法令に抵触及び疑義のないデザインとすること。

※３か所の施工合計での使用球数を 25 万球以上とすること。

※その他の施工条件については事前説明会で説明を行う。

②茨木市役所前（東側）街路樹及び南茨木駅前（サンチャイルド像）について、実行委員会と調整のうえ、樹木のイルミネーション及び像のライトアップを行う。

(2)樹木の剪定

イルミネーションの施工上、必要であれば市公園緑地課と調整の上、樹木・植栽の剪定を行い、その際は必ず園芸業者に再委託を行うこと。(樹木配置図等の資料は無いため、各自要現地確認)また、デザイン上落ち葉等の清掃が必要な場合は、定期的に清掃を行うこと。

(3-1) イルミネーション取付及び撤去業務

（１）の取付と撤去を行う。取付及び撤去の際は、関係法令等に従い適切に処理するとともに工事の工程表を事前に実行委員会に提出し、労働安全衛生法を遵守して、安全に配慮すること。また、バス、タクシー等の公共交通機関、通行人等に影響を及ぼさないように実施し、夜間に音の発生する作業は行わないこと。会場周辺の構造物の使用については、市と警察・管理者等との協議・調整の上決定する。

取付に必要な資材は、既存在庫を使用し、不足分は新規購入またはリースにて補うこと。追加購入した資材の所有権は実行委員会に帰属する。

新規購入する資材は、汎用性が高く、仕様書等で規格が明確なものを中心に追加購入すること。また、納入資材は IP65 以上、防滴、屋外仕様とする。

※道路使用許可申請等の設置に関し必要となる各種申請手続きを行うこととする。

※電源はイルミネーション会場で、臨時電源を開設し、引き込みを行うこと。引き込み方法については、市関係課及び関西電力と調整の上決定すること。

※本業務による関係機関への許可申請費用や引込に伴うイルミネーションに係る工事費、電気使用料金は、本業務委託料に含むものとする。

※撤去後は、イルミネーション資材在庫表を作成し、それぞれの資材の仕様や保管場所についてまとめること。

(3-2) 工事仕様

・電源連結部の防水処理を行う。
・器具電源コード、コネクタはボックス内で接続する。
・樹木電飾は 1 本につき 1 台以上の漏電ブレーカーを使用すること。また、その他計画部においてもこれに準じた数量の漏電ブレーカーを使用すること。
・樹木へのボックス等の取付けは、樹木を傷めないよう養生材使用の上設置すること。

(3-3) 資材

イルミネーション資材は、修理可能な故障分は修理し、廃棄が必要な資材については実行委員会と協議・報告の上で処分を行うこと。また、倉庫内では種類ごとに整理して並べ、品名と個数を見やすいように明記して収納すること。不安定な段ボールによる積み上げや、袋での収納は行わないこと（新規購入の資材も、既存倉庫内に収まるよう工夫して収納すること。）

新規購入する場合は、事前に実行委員会と協議の上、承諾を得ること。意匠権・著作権・特許等を侵害する恐れのある商品の購入・使用は不可とします。万が一、意匠

権・著作権・特許等を侵害したことにより損害が生じた場合、その損害を補償すること。

※資材リストは事前説明会で配付する。

【市・警察・民家・事業所との調整】

道路に面した車の通行や人通りのある部分では、道路標識や運転手の視線誘導等の影響や、見物人に危害が及ぶ可能性のあるデザインとならないよう、実現可能性について十分考慮すること。

（大きさや重量があったり、安定感のないイルミネーションオブジェの周りは、カラーコーン等や人が登れる塀などの囲いではなく、人が近づけないような施工を行うこと。）

(4) イルミネーション保守点検業務

設置・点灯・撤去期間中はトラブルを未然に防ぐために欠かさず定期点検を行い、不点灯電球や設置の緩み、漏電のトラブルが発生した場合には、すみやかに実行委員会に報告し、迅速にその対応を行うこと。（荒天時は必ず点検を行うこと。）また、資材に破損、盗難、故障、紛失が発生した場合は、すみやかに実行委員会に報告を行うこと。

(5) その他

その他必要な業務が発生した場合は、実行委員会と受託者との間で協議、調整のうえ決定する。

3　委託期間

契約日～令和 2 年 2 月 28 日（金）

4　施工場所

ＪＲ茨木駅前広場、阪急茨木市駅前広場、元茨木川緑地、
茨木市役所前街路樹、南茨木駅前（サンチャイルド像）

5　点灯期間及び時間

令和元年 11 月 29 日（金）～令和 2 年 1 月 26 日（日）※事前に試験点灯等有り。
午後 5 時～午前 0 時　※場合により変則的になる可能性有り。

6　取付工事について

(1)委託計画書（契約締結後 30 日以内提出）

受託者は、契約締結後すみやかに委託計画書を提出し、実行委員会の指示を仰ぐこと。（使用総球数も報告すること。）

(2)設計図書

本工事は、図面、本仕様書に基づき施工すること。

設計図書に明記のない場合又は疑いを生じた場合は、実行委員会との協議の上、その指示により実施すること。

(3)諸届（随時）

本工事に関連する諸官庁並びにその他関係機関へ必要な申請手続については受託者が代行し、工事の施工及び竣工等に支障の無いように行うこと。なお、これらに要する費用は一切受託者の負担にて行うこと。

(4)軽微な変更

現場の納まりや取り合い関係及び関係諸官庁との打ち合わせによる軽微な変更は、実行委員会の指示により行うこと。なお、この場合の請負金額の増額は行なわない。

(5)現場管理

施工にあたっては関係法令等に従い適切な処置を行うこと。

(6)工程表

着工に先立ち実施工程表を契約締結後速やかに作成し、実行委員会の承諾を受けること。また、実施中も実施工程表の補足として週間、月間工程表及び工種別工程表、作業日報等を作成し、提出すること。（実行委員会の求めがある場合は即時提出。特に求めがない場合は、実施後提出となる完成図書に入れて提出）

(7)工事写真（撤去後 20 日以内）

現況写真（着工前）及び竣工写真（完了後）を撮影し、プリントアウトし、データとともに提出すること。なお、写真はカラーとする。

(8)引き渡し書類（撤去後 20 日以内）

1　完成図
2　工事写真（上述のとおり）
3　各種申請書の控え及び各諸官庁検査済証（関電、消防、行政庁等）
4　実施工程表、工事日報及び納品伝票
5　資材在庫表
6　資材仕様書及び納品書（新規購入分）
7　電気代領収証（写し）

(9)開催時の点検

開催時のイルミネーションの点検計画及び緊急対応計画書を作成・提出し、実行委員会の承認を得ること。また、点検時及び対応時の報告業務を行うこと。

(10)その他

施工図、製作図、製作仕様書、見本等は工程に従い遅滞なく作成し、実行委員会の承認をもって契約とする。

本工事で使用する電線及びケーブルは環境配慮型電線・ケーブルを使用すること。ただし、電線メーカーが対応していない電線及びケーブルは除くものとする。

7 業務スケジュールについて（目安）

９月	契約締結
９月	実行委員会・関係団体・警察・市関係各課との調整
９月下旬	関係機関への申請手続き（該当の場合のみ）
１０月上旬	樹木剪定等（該当の場合のみ）
１０月下旬～	設置工事
１１月２９日～	点灯開始（期間中保守点検業務）
１月２６日	点灯終了
１月２７日～	撤去作業開始

8 その他

(1) 本委託業務の一部（電気工事等）を再委託する場合は、事前に再委託届出書により実行委員会へ届け出て承認を得ること。（ただし、業務全般の再委託は認めない。）

(2) 業務に関連して、事故等が発生しないように安全管理及び現場管理を十分に行うこと。万一、事故等が発生した場合は、直ちに実行委員会に報告し、速やかに受託者の責任において処理すること。

(3) 作業員には、一定の清潔な作業服・ヘルメット・安全靴等、労働安全衛生法に沿った服装を着用させ、本事業の委託業者としての信用を失墜しないよう留意すること。

(4) 受託者は、契約保証金を納付すること。

(5) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とすると共に、次年度以降の本業務委託審査への参加資格を認めない場合がある。

(6) 提出書類は返却不可とする。また知的財産であるため公開も不可とする。

(7) 本業務に関連して作成された制作物等の著作権はすべて、実行委員会に帰属する。

(8) 受託者は、本仕様書に明記されていない事項、あるいは記載事項の細部については、実行委員会の指示に従い、業務の達成に努めること。

９　いばらきイルミフェスタ実行委員会事務局担当者

茨木市元町２－９フレックス茨木３Ｆ
TEL：072-646-9761　FAX：072-646-9762　　眞島　・　吉田
MAIL：ibaraki.akari@gmail.com